

豊橋市建設工事請負業者の格付要領

(趣旨)

第 1 条 豊橋市が発注する建設工事（配水管布設工事等を除く。）の請負業者の格付の方法及び格付の基準は、この要領の定めるところによる。

(格付対象業者)

第 2 条 格付は、市の定めた資格を有するもので、入札参加資格審査申請をした業者について行う。

第 3 条 格付は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を受けた市内に本店を有する業者及び市内に営業所を有する業者について行う。

(格付の方法)

第 4 条 格付の方法は、法第 27 条の 23 の経営事項審査結果の総合評定値（以下「総合評定値」という。）に基づき次条（格付の基準）により格付する。

(格付の基準)

第 5 条 格付の基準は、次のとおりとする。なお、表中の数字は総合評定値を指す。

業種 等級	土木一式工事	建築一式工事	管 工 事	舗装工事	その他工事
A 級	860 以上	820 以上	750 以上	800 以上	E 級以外
B 級	720 以上 860 未満	820 未満	750 未満	800 未満	
C 級	720 未満				
E 級					

2 第 3 条に掲げる業者で、創業して満 2 年を経過していない業者については、前項の E 級に格付けする。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(資格者名簿への登載)

第 6 条 業者の格付事務が終了したときは、遅滞なく、入札参加資格者名簿に登載する。

附 則

この要領は、昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 3 月 17 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の各規定に基づいてなされた格付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の各規定に基づいてなされた格付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の各規定に基づいてなされた格付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の各規定に基づいてなされた格付については、なお従前の例による。